

共生社会の実現に向けた障がい者の生涯学習支援事業 コンソーシアム設置要項

(名称)

第1条 本組織は、共生社会の実現に向けた障がい者の生涯学習支援事業コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(設置)

第2条 コンソーシアムは、青森県教育委員会が文部科学省から委託を受けて実施する「共生社会の実現に向けた障がい者の生涯学習支援事業」において、学校卒業後の障がい者の学びの場を拡充するための連携や協議を行うことを目的とし、設置する。

(構成機関)

第3条 コンソーシアムは、別表に掲げる大学等の高等教育機関、教育分野と福祉分野双方の関係機関・団体等関係者からなる構成員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 コンソーシアムに、座長及び副座長を置き、構成員の互選によって定める。

2 座長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 コンソーシアムの構成員の任期は、令和8年6月8日から令和9年3月31日までとする。

(会議)

第6条 コンソーシアムは、地域全体の障がい者の生涯学習や共生社会の実現に資する学びのシステムの構築に向けた具体的な連携、会議開催を通じたコンソーシアム運営に関する協議等を行うものとする。

2 会議は、青森県教育庁生涯学習課長が招集し、コンソーシアムの構成員が出席する。会議の進行は座長が行う。

3 会議では、以下の内容について協議を行うものとする。

(1) 本県の実態に応じた事業の方向性及び展開方策に関すること

(2) 社会教育と障がい福祉間の連携・協働に関すること

(3) 継続的な学びの場の創出と拡充するための方策に関すること

(4) その他、共生社会の実現に向けた障がい者の生涯学習推進に必要と認められる事項に関すること

(意見の聴取等)

第7条 コンソーシアムは、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 コンソーシアムの事務局は、青森県教育庁生涯学習課に置く。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備考欄
柿崎 朗	弘前大学教職大学院教授	
棟方 梢	青森明の星短期大学准教授	
高森 紀之	青森県公民館連絡協議会会長	
工藤 知久子	統括的な役割を担う地域学校協働活動推進員	
清川 励	むつ市社会教育委員、障害福祉サービス事業所工房「歩み」施設長	
葛西 勇樹	社会福祉法人青森県社会福祉協議会事務局次長兼地域福祉課長	
三浦 秀仁	青森県障害者就業・生活支援センター連絡協議会会長	
吉田 博之	社会福祉法人楽晴会相談支援専門員	
田名部 由香	八戸市手をつなぐ育成会事務局	
西里 俊文	青森県特別支援学校校長会	オブザーバー
熊谷 洋治	県教育庁学校教育課（特別支援教育推進室）	オブザーバー
橋本 政孝	県総合社会教育センター社会教育主事	オブザーバー
千葉 勇	県健康医療福祉部障がい福祉課（社会参加推進グループ）	オブザーバー

附 則

この要項は、令和8年6月8日から施行する。